

負担限度額認定の更新申請には

**本人と配偶者名義(別世帯・内縁関係を含む)
全ての預貯金等の資産の写しが必要です。**

※生活保護受給者は不要です。

※夫婦2人分の申請には、それぞれの申請に2人分の資産等の写しが必要です。

◆ 預金通帳(普通預金・定期預金)

1

通帳の表紙をめくった
名義人・口座番号などが
記載してある見開きのページ

※表紙ではありません。

2

最終残高と直近の年金振込
がわかるページ

※記帳をしてからコピーを
取ってください。

※申請日から2か月以内の
最終残高が必要です。



3

定期預金のわかるページ
もしくは証書の写し